

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月2日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
折本小学校 給水設備調整業務
- 2 履行(納品)場所
折本小学校(横浜市都筑区折本町1321)
- 3 契約日
令和8年2月19日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
231,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市泉区緑園2-39-36
株式会社嵐設備
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
学校薬剤師の検査により、水道の塩素濃度が規定以下の数値になっている事が判明し、水を利用する児童や教員の安全を確保するため、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
学校現場近くで、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局施設部教育施設課